

本庄市訪問型サービス（独自）サービスコード表

※灰色は廃止、水色は新設、黄色は変更

令和8年6月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス 1 1 日割		日割の場合	39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス 1 2		(2)1週に2回程度の場合		2,349単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス 1 2 日割			日割の場合	77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス 1 3		(3)1週に2回を超える程度の場合		3,727単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス 1 3 日割			日割の場合	123単位	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス 2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287単位	287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス 2 2		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179	
A2	2621	訪問型独自サービス 2 3			(二)所要時間45分以上の場合	220単位	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163単位	163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		(2)1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3)1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3			(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2		
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2		(2)1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3		(3)1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3 日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 2		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 3			(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算	1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算				所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算				所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5%加算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算		ハ 初回加算		200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I		ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II			(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)イ	所定単位数の 270/1000加算		1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 2		(2)介護職員等処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の 287/1000加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 1		(3)介護職員等処遇改善加算(II)イ	所定単位数の 249/1000加算			
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 2		(4)介護職員等処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の 266/1000加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(5)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 207/1000加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(6)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 170/1000加算			

※ ロについては、1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。